

マボヤの被囊軟化症防疫対策指針

平成28年7月27日付け消安第1947号

1 目的

マボヤの被囊軟化症（以下「本病」という。）は、平成7年に韓国で確認された。我が国においては、平成19年に宮城県で初めて発生が確認され、以後、同県内の他の養殖漁場や岩手県内でも発生が確認されるなど、我が国のマボヤ養殖に大きな被害をもたらした。

このため、平成26年8月に設置された水産防疫専門家会議による科学的知見に基づくリスク評価を踏まえ、平成28年1月に本病を持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号。以下「持続法」という。）第2条第2項に規定する特定疾病に指定した。

特定疾病をはじめとする水産動物疾病の防疫対策については、持続法第3条の基本方針である水産基本計画において、持続法に基づく国内防疫制度の的確な運用が求められており、水産防疫対策要綱（平成28年7月1日付け28消安第1412号農林水産省消費・安全局長通知）において基本的な考え方を示しているところであるが、本病の発生予防措置やまん延防止措置を迅速かつ的確に実施するため、本病固有の防疫対策措置の考え方を示すこととする。

2 防疫対策の範囲

本病の病原体は、海水中で長期間生存するため、水を介して伝播し、広範囲に感染が広がることが懸念されることから、都道府県は、原則「湾」を対象に防疫対策を実施する。

ただし、本病の発生が疑われる湾が十分に広く、かつ当該湾における養殖漁場の設置状況、飼育環境等を鑑み、本病の病原体が周辺の養殖漁場に伝播する可能性が低い場合には、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室（以下「安全室」という。）と協議し、その同意を得て、「養殖漁場」を対象として防疫対策を実施することができる。

3 安全室の役割

安全室は、必要に応じて本病に関する専門家、関係機関等で構成する本病の専門家会議を開催し、当該専門家会議での意見を踏まえ、本病の防疫対策についての見直しを検討し、必要に応じて本防疫指針を改正する。また、各都道府県の管轄する海域におけるマボヤ養殖漁場の飼育状況を取りまとめ、関係都道府県と共有するものとする。

4 本病の発生予防及びまん延防止対策

都道府県は、本病の発生予防措置及びまん延防止措置を迅速かつ的確に実施するために、平時より、各都道府県の管轄する海域における本病の発生状況、マボヤ養殖業の実態等を的確に把握し、各海域ごとの特徴を踏まえた防疫対策について検討するとともに、本病が発生した場合には、必要な防疫措置を講ずるものとする。また、本病の防疫対策の円滑な実施及び情報の共有を図るため、必要に応じて、都道府県担当部局、管内の養殖業者、水産試験・研究機関等の関係者を構成員とする協議会を設置する。

(1) 非発生海域における本病の発生予防の取組

次のア又はイのいずれかに該当する海域（以下「非発生海域」という。）において

は、本病のまん延を防止するため以下の取組を行うこととする。

ア 本病の発生が確認されることがない海域

イ 本病の発生が過去に確認された海域であって、本病の発生が確認された直近の年度以降、毎年度実施される①の定期調査において5年間連続して陰性であることが確認された海域

① 定期調査

都道府県は、主なマボヤ養殖漁場において定期的な調査を毎年2回、流行初期の低水温期（2・3月）及び被害が拡大する水温上昇期（6・7月）に行い、本病の発生の有無を可能な限り早期に把握する。1地点当たり3年子（満2歳）又は4年子（満3歳）のマボヤの養殖筏（繁殖ロープ3本/台）を3～5台任意に抽出し、繁殖ロープの上部8株について本病の発生の有無を調査し、必要に応じて、検査用個体をサンプリングする。調査結果は、安全室経由で関係都道府県と共有する。

② 既発生海域からの種苗導入の禁止

非発生海域内に本病の病原体を持ち込まないために、原則として、（2）の海域（以下「既発生海域」という。）の養殖漁場で生産されたマボヤを用いて生産された種苗や既発生海域内で漁獲された天然マボヤの種苗を非発生海域内の養殖漁場に導入することを禁止し、非発生海域内の養殖漁場で生産されたマボヤを用いて生産された種苗や非発生海域内で漁獲した天然マボヤのみを種苗とすることとする。

ただし、あらかじめ導入元の都道府県が導入先の都道府県と合意した条件に基づき、種苗導入に当たって本病の感染の有無について検査を実施して陰性が確認されるとともに、当該種苗が本病に感染せず、又は感染している疑いがない旨の導入元の都道府県が発行する検査証明書が添付されたマボヤについては、この限りでない。

③ 病原体フリーの種苗の生産

非発生海域での人工種苗の生産を推進し、本病の病原体の存在が確認されていない親から採苗し、非発生海域で育成するよう努める。

（2）既発生海域におけるまん延防止の取組

本病の発生が確認された海域であって、本病の発生が確認された直近の年度以降、毎年度実施される定期調査において5年間連続して陰性であることが確認されていない海域においては、本病のまん延を防止するため、以下の取組を行うこととする。

① 低密度養殖の励行

マボヤの筏間隔、垂下ロープ間隔及び株間隔を広げることで、養殖漁場内での養殖密度を可能な限り低下させる。

② 若齢マボヤの隔離飼育の励行

養殖漁場内において1年子（満0歳）又は2年子（満1歳）の個体（以下「若齢マボヤ」という。）と4年子（満3歳）又は5年子（満4歳）以上の個体（以下「高齢マボヤ」という。）を混養すると、後者から前者に本病が伝染する危険性が高まることから、可能な限り若齢マボヤを隔離して飼育する。また、2年子の移動は、高齢マボヤを全数出荷して筏を空にした後に、当該筏へ移動する。

（3）株養殖の励行

採苗器（カキ殻）を養殖ロープに30cm以上の間隔で挟み込んで株状に育成する方法（以下「日本式株養殖」という。）は、採苗器（シュロ縄）を養殖ロープにらせん状に巻き込んでロープ全体で育成する韓国式養殖に比べて被害量が少ない傾向にあることを踏まえ、可能な限り日本式株養殖を採用する。

(4) 深吊りの励行

これまでに得られている知見では、8 m以深で養殖した場合に、被害量が少ない傾向があることから、可能な限り8 m以深の深吊りで養殖する。

(5) 3年子での出荷の励行

本病による被害が拡大している漁場では、生残した3年子の個体を養殖漁場に残し、当該個体が翌年の感染源となっている可能性が高いことを踏まえ、3年子で早期に出荷するように努める。なお、マボヤの天然採苗を実施している都道府県は、関係する漁協や漁業者と適切な再生産手法について協議し、天然採苗が継続して実施できる体制を構築する。

5 本病が発生し、又は発生が疑われた場合の防疫措置

本病が発生し、又は発生が疑われた場合には、持続法第7条の2以下の規定により防疫等の措置を講ずることとなるが、具体的には、水産防疫対策要綱に基づくほか、以下によるものとする。

(1) 疾病の発見及び届出

都道府県は、湾内の本病が発生している養殖漁場以外の養殖漁場で飼育しているマボヤについても、漁協等関係者と協力して異状の有無を速やかに確認する。この際、持続法第7条の2第2項に基づく検査又は同法第10条に基づく立入検査を実施することができる。

また、都道府県は、養殖漁場を海域の単位とする養殖漁場において本病が発生している場合には、同じ湾内の養殖漁場で飼育しているマボヤについて、発生の状況を考慮の上、必要に応じて異状の有無を確認する。

(2) 移動制限又は禁止

都道府県知事は、持続法第8条第1項第1号及び第3号に基づき、速やかに、非発生海域及び既発生海域内の養殖漁場であって本病の発生がこれまで確認されていない養殖漁場へのマボヤ（種苗を含む。）の移動を禁止する。ただし、食用として水揚げし、出荷する場合は、この限りではない。

(3) 処分及び消毒

発症している個体（以下「発症個体」という。）を持続法第8条第1項第2号及び第4号に基づき、速やかに処分する。

なお、発症個体の被囊が破れると、大量の病原体が養殖漁場に排出され、新たな感染源となることから、発症個体を取り除く際には、被囊を破らずに、根元の部分から全体を取り除く。病原体は死亡したマボヤ被囊内で長期間生存し、感染源になることから、持続法第8条第1項第4号に基づき、除去した個体は海中に投棄することなく、陸上で適正に処分する。また、本病の病原体である鞭毛虫は、有効塩素1 ppmと有効ヨウ素5 ppmの溶液で1分間の処理により活性を失うことから、発症個体の除去に使用した刃物等は、これらの薬剤で消毒する。

附 則

本指針は、平成28年7月27日より適用する。